発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	株式会社オプティ （OPTY CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　猪野　栄一
【本店の所在の場所】	三重県三重郡川越町大字高松133番地
【電話番号】	059-363-2512
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部長　河野　真二
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オプティ https://opty.co.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔにおいては、Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒが重要な役割を担います。ＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するＪ－Ａｄｖｉｓｅｒを選任する必要があります。Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ　ＰＲＯ　Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第39期(中間)	第40期(中間)	第41期(中間)	第39期	第40期
会計期間		自2024年３月１日 至2024年８月31日	自2025年３月１日 至2025年８月31日	自2026年３月１日 至2026年８月31日	自2024年３月１日 至2025年２月28日	自2025年３月１日 至2026年２月28日
売上高	(千円)	952,411	1,072,419	1,096,401	1,894,175	2,001,730
経常利益	(千円)	4,975	49,566	52,485	27,001	101,228
中間(当期)純利益	(千円)	3,342	32,901	32,593	20,169	67,811
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
純資産額	(千円)	243,920	293,649	361,152	260,747	328,559
総資産額	(千円)	388,422	474,530	499,126	389,341	464,075
１株当たり純資産額	(円)	1,039.73	1,251.70	1,539.44	1,111.46	1,400.51
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	14.25	140.25	138.93	85.97	289.05
潜在株式調整後 １株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	62.8	61.9	72.4	67.0	70.8
自己資本利益率	(%)	1.4	11.9	9.5	8.0	23.0
株価収益率	(倍)	83.2	―	―	13.8	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△3,313	54,367	18,988	23,824	117,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△3,244	△1,578	518	△7,973	△2,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△11,939	△11,595	△8,695	△23,934	△23,251
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	159,285	210,892	272,451	169,699	261,639
従業員数	(名)	18	15	16	16	16

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません 。
４．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．第40期(中間)、第40期及び第41期(中間)の株価収益率については、売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
６．従業員数は就業人員数であります。
７．第39期(中間)、第39期及び第40期の財務諸表及び中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、五十鈴監査法人による監査を受けております。
８．第40期(中間)及び第41期(中間)の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、五十鈴監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)
16

（注）１．従業員数は就業人員数であります。

２．当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続、原材料・エネルギー価格の高止まり、円安基調、中東情勢の影響等により、先行きは今後も不透明な状況にあります。

このような情勢の中、尿素（原料）の流通価格は、国産品・輸入品を問わず、エネルギー価格高騰の影響を受けており上昇し続けております。

こうした状況のもと、当社におきましては、尿素（原料）に関しては複数の仕入先をバランスよく活用し、安定供給体制を整え、流通価格動向に関する情報収集に努め、安価調達が可能な時期に備蓄分を含め提案することで製品における価格競争力の維持に繋げてまいりました。また、主力代理店を中心に、生産効率向上を目的としたプラント増設や改修需要に積極的に取り組み、代理店における製造原価の圧縮と製品価格競争力の強化支援を継続実行してまいりました。一方で、社員採用は人手不足の影響で退職者の補充に止まっておりますので、継続的に内部体制と営業力強化のために積極的な社員採用に取り組んでおります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,096,401千円（前年同期比2.2％増）、営業利益は52,419千円（同5.2％増）、経常利益は52,485千円（同5.9％増）、中間純利益は32,593千円（同0.9％減）となっております。

なお、当社の報告セグメントは「尿素水関連事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は272,451千円（前事業年度末比10,811千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は18,988千円となりました。主な要因は、税引前中間純利益の計上47,946千円、法人税等の支払額32,570千円、契約負債の増加16,577千円、棚卸資産の増加12,580千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は518千円となりました。要因は、有形固定資産の売却による収入518千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は8,695千円となりました。要因は、社債の償還による支出5,000千円、リース債務の返済による支出1,899千円、長期借入金の返済による支出1,796千円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、尿素水関連事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

（1）生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	111,803	108.6
合計	111,803	108.6

（注）１．当社は、尿素水販売部門として尿素水の製造を行っております。
２．金額は、製造原価によっております。

（2）受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

（3）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	241,327	114.6
尿素（原料）販売部門	667,409	94.0
消耗品販売部門	77,587	138.9
初期装置販売部門	13,315	76.5
メンテナンス商材販売部門	96,762	122.6
合計	1,096,401	102.2

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年５月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当Ｊ－Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社は、当中間会計期間末において、株式会社日本Ｍ＆Ａセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当中間会計期間末において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜Ｊ－Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。） に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥　不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの2　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧　発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである

場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩　法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪　株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫　株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬　完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭　指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮　株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯　全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰　反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱　その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当中間会計期間末において、J－Adviser契約の解除につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当社は、ドイツ自動車工業会（ＶＤＡ）とアドブルーライセンス契約を締結しております。

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約名	契約締結日	契約期間（注）	契約内容
当社	ドイツ自動車工業会（ＶＤＡ）	ドイツ	アドブルー商標ライセンス契約	2016年５月18日	期限なし	登録商標「アドブルー」の使用許諾契約

（注）契約期間に制限はありませんが、本契約に基づく基本的な義務の履行及び３年毎に実施される品質監査への合格もライセンスの有効性の要件となっております。

6 【研究開発活動】

当社は、「社会に役立つ新しい価値の創造」を基本理念として、時代の変化に対応した高品質な商品を的確に提供すべく、積極的な研究開発活動を行っております。

当社の研究開発活動は、本社にて役員を中心に推進しており、国内の提携企業及び大学等研究機関とも連携・協力関係を保ちながら、尿素水関連業界にとって有意義な商品の研究開発を積極的に推進しています。当中間会計期間の研究開発費は1,831千円となっております。

なお、当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は463,752千円で、前事業年度末に比べ33,632千円増加しております。主な変動要因は、現金及び預金が10,811千円、原材料及び貯蔵品が8,324千円、前渡金が11,187千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は35,373千円で、前事業年度末に比べ1,417千円増加しております。主な変動要因は、リース資産（純額）が3,938千円増加した一方で、機械及び装置（純額）が1,342千円減少したこと等によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は125,807千円で、前事業年度末に比べ6,792千円減少しております。主な変動要因は、契約負債が16,577千円増加した一方で、未払法人税等が17,125千円、未払消費税等が8,196千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は12,165千円で、前事業年度末に比べ9,249千円増加しております。これは、退職給付引当金が5,057千円、リース債務が4,192千円それぞれ増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は361,152千円で、前事業年度末に比べ32,593千円増加しております。これは、当中間会計期間の中間純利益による利益剰余金が32,593千円増加したことによるものであります。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（2026年８月31日）（株）	公表日現在発行数（2026年11月27日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	565,400	234,600	234,600	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	800,000	565,400	234,600	234,600	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高（千円）
2026年８月31日	―	234,600	―	10,000	―	―

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
猪野　栄一	三重県四日市市	141,100	60.14
和田　真彦	神奈川県横浜市瀬谷区	8,800	3.75
小谷　まゆみ	三重県鈴鹿市	5,000	2.13
阪和興業株式会社	東京都中央区築地1丁目13番1号	5,000	2.13
中村　勝典	東京都世田谷区	4,000	1.71
山田　信治	東京都葛飾区	3,700	1.58
アイトス株式会社	大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目2番8号	3,000	1.28
中野　穣二	茨城県牛久市	3,000	1.28
大沢　正巳	神奈川県厚木市	2,700	1.15
横山　渉	神奈川県横浜市神奈川区	2,400	1.02
計	―	178,700	76.17

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 234,600	2,346	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	234,600	―	―
総株主の議決権	―	2,346	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年３月	2026年４月	2026年５月	2026年６月	2026年７月	2026年８月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

２．2026年３月から2026年８月については、売買実績はありません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

（２）当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）の中間財務諸表について、五十鈴監査法人の期中レビューを受けております。

３　中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】
（１）【中間財務諸表】
①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年２月28日）	当中間会計期間 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	261,639	272,451
売掛金	74,481	73,798
商品及び製品	24,322	28,578
原材料及び貯蔵品	20,181	28,506
前渡金	47,227	58,414
前払費用	2,610	2,314
貸倒引当金	△343	△312
流動資産合計	430,119	463,752
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,200	1,200
減価償却累計額	△1,199	△1,199
建物(純額)	0	0
建物附属設備	6,953	6,953
減価償却累計額	△1,863	△2,120
建物附属設備(純額)	5,089	4,832
機械及び装置	39,396	38,958
減価償却累計額	△30,528	△31,433
機械及び装置(純額)	8,867	7,525
車両運搬具	24,395	18,577
減価償却累計額	△23,439	△18,099
車両運搬具(純額)	955	477
工具、器具及び備品	7,036	6,779
減価償却累計額	△5,606	△5,654
工具、器具及び備品(純額)	1,429	1,124
リース資産	17,616	23,211
減価償却累計額	△12,536	△14,194
リース資産(純額)	5,079	9,017
有形固定資産合計	21,421	22,978
無形固定資産		
電話加入権	370	370
ソフトウエア	1,183	1,006
無形固定資産合計	1,553	1,377
投資その他の資産		
投資有価証券	290	290
敷金及び保証金	2,850	2,850

長期未収入金	832	－
繰延税金資産	7,649	7,741
その他	190	137
貸倒引当金	△832	－
投資その他の資産合計	10,980	11,018
固定資産合計	33,956	35,373
資産合計	464,075	499,126

（単位：千円）

	前事業年度 （2026年２月28日）	当中間会計期間 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,998	35,468
１年内償還予定の社債	10,000	5,000
１年内返済予定の長期借入金	2,002	206
リース債務	3,333	3,679
未払金	4,483	4,751
未払費用	6,524	6,871
未払法人税等	32,512	15,386
未払消費税等	12,933	4,737
契約負債	27,432	44,009
預り金	2,489	1,396
賞与引当金	3,890	4,300
流動負債合計	132,600	125,807
固定負債		
リース債務	2,916	7,108
退職給付引当金	－	5,057
固定負債合計	2,916	12,165
負債合計	135,516	137,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	318,559	351,152
利益剰余金合計	318,559	351,152
株主資本合計	328,559	361,152
純資産合計	328,559	361,152
負債純資産合計	464,075	499,126

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年３月１日 至　2025年８月31日）	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
売上高	1,072,419	1,096,401
売上原価	907,201	926,925
売上総利益	165,217	169,476
販売費及び一般管理費	※１　115,394	※１　117,056
営業利益	49,822	52,419
営業外収益		
受取利息	159	379
雑収入	0	6
営業外収益合計	160	386
営業外費用		
支払利息	318	284
社債利息	18	6
支払保証料	79	28
営業外費用合計	416	320
経常利益	49,566	52,485
特別利益		
固定資産売却益	－	518
特別利益合計	－	518
特別損失		
固定資産除却損	－	0
退職給付費用	－	※２　5,057
特別損失合計	－	5,057
税引前中間純利益	49,566	47,946
法人税、住民税及び事業税	17,849	15,445
法人税等調整額	△1,183	△91
法人税等合計	16,665	15,353
中間純利益	32,901	32,593

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年３月１日 至　2025年８月31日）	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	49,566	47,946
減価償却費	5,000	4,215
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△12	△31
賞与引当金の増減額(△は減少)	60	410
退職給付引当金の増減額(△は減少)	－	5,057
受取利息	△159	△379
支払利息及び社債利息	337	291
固定資産売却損益（△は益）	－	△518
固定資産除却損	－	0
売上債権の増減額（△は増加）	12,198	682
棚卸資産の増減額（△は増加）	△3,173	△12,580
仕入債務の増減額（△は減少）	△2,878	8,469
前渡金の増減額（△は増加）	△56,696	△11,187
契約負債の増減額（△は減少）	43,232	16,577
未払消費税等の増減額（△は減少）	6,037	△8,196
その他の資産の増減額（△は増加）	330	1,192
その他の負債の増減額（△は減少）	3,063	△473
小計	56,907	51,475
利息の受取額	159	379
利息の支払額	△342	△296
法人税等の支払額	△2,356	△32,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,367	18,988
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,578	－
有形固定資産の売却による収入	－	518
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,578	518
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,596	△1,796
リース債務の返済による支出	△1,999	△1,899
社債の償還による支出	△5,000	△5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,595	△8,695
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	41,193	10,811
現金及び現金同等物の期首残高	169,699	261,639
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　210,892	※　272,451

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年３月１日 至　2025年８月31日）	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	26,550	26,700
給与手当	23,002	24,595
賞与引当金繰入額	2,323	2,751

※２　退職金制度導入に伴い、退職給付費用5,057千円を計上しております。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年３月１日 至　2025年８月31日）	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金	210,892	272,451
現金及び現金同等物	210,892	272,451

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自　2025年３月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	尿素水販売	尿素（原料）販売	消耗品販売	初期装置販売	メンテナンス商材販売	合計
顧客との契約から生じる収益	210,496	709,716	55,864	17,397	78,944	1,072,419
外部顧客への売上高	210,496	709,716	55,864	17,397	78,944	1,072,419

当中間会計期間（自　2026年３月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	尿素水販売	尿素（原料）販売	消耗品販売	初期装置販売	メンテナンス商材販売	合計
顧客との契約から生じる収益	241,327	667,409	77,587	13,315	96,762	1,096,401
外部顧客への売上高	241,327	667,409	77,587	13,315	96,762	1,096,401

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年３月１日 至　2025年８月31日）	当中間会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり中間純利益	140円25銭	138円93銭
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	32,901	32,593
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	32,901	32,593
普通株式の期中平均株式数（株）	234,600	234,600

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月27日

株式会社オプティ

取締役会御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西野賢也

指定社員
業務執行社員　公認会計士　髙士雄次

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティの2026年３月１日から2027年２月28日までの第41期事業年度の中間会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上